

○鳳来寺山歴史文化考証館の展示ホール利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳳来寺山歴史文化考証館の展示ホールの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請手続)

第2条 鳳来寺山歴史文化考証館（以下「考証館」という。）の展示ホールを利用しようとする者は、利用しようとする月の12月前から6月前までに鳳来寺山歴史文化考証館利用許可申請書（様式第1。以下「許可申請書」という。）に広報紙への掲載文を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

2 許可申請書の受付時間は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 市長は、許可申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、相当と認めたときは、鳳来寺山歴史文化考証館利用許可書（様式第2。以下「許可書」という。）を交付する。ただし、利用期間が競合した場合は、抽選でこれを決める。

4 前項の規定により許可書を交付された者（以下「利用者」という。）は、利用の際許可書を所持し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用許可の取消手続等)

第3条 考証館の利用者が許可の取り消しをしようとするときは、利用期間初日の15日前までに鳳来寺山歴史文化考証館利用許可取消申請書（様式第3）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し、相当と認めたときは、鳳来寺山歴史文化考証館利用許可取消承認書（様式第4）を交付する。

(使用料)

第4条 考証館の展示ホール利用に係る使用料は、無料とする。

(禁止事項)

第5条 考証館の展示ホール利用に当たっては、営利目的による展示又は販売行為は禁

止する。

(その他)

第6条 利用者と入館者との間で展示物に起因する金銭の受け渡しがあった場合は、その理由と金額を市長に報告することとし、利用者が受領した金銭については、市長の指示に従うこと。

第7条 この要綱に定めるもののほか、考証館の展示利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月7日から施行する。

様式第 1

鳳来寺山歴史文化考証館利用許可申請書

年 月 日

新 城 市 長 様

申請者 〒

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

利用条件を順守の上、下記のとおり申請します。

利用内容			
利用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
利用責任者	住 所	〒	
	氏 名		電 話
特記事項			

利用条件	<p>1 鳳来寺山歴史文化考証館等の設置及び管理に関する条例及び鳳来寺山歴史文化考証館等の管理に関する規則を遵守すること。</p> <p>2 展示を目的とした利用については、以下の条件を遵守すること。</p> <p>(1) 作品は、鳳来寺山又は奥三河地区を題材とした作品を主体とすること。</p> <p>(2) 展示は、1階ホールにて行うこと。</p> <p>(3) 観覧料は徴収しないこと。</p> <p>(4) 展示期間は、作品の搬入搬出日を含め原則1月とする。</p> <p>(5) 作品の搬入、搬出、管理は利用責任者が行う。</p> <p>(6) その他展示期間中は、考証館管理人の指示に従うこと。</p> <p>(7) 展示品の破損、紛失、盗難等の責任は利用責任者が負う。</p>
------	---

〈広報紙への掲載文〉

題名「 _____ 展」

内容（見どころやPR）

注) 原文にて、広報掲載の依頼をしますが、校正時に修正をする場合がありますことを、ご承知ください。


※ 広報見本

観来館7月の展示

◎園地域振興課
☎3210513
鳳来布絵グループ
布絵展

鳳来寺山表参道の美しい緑の中、なつかしい風景や美しい花などを題材として、会員15人が布絵で描いた作品を展示します。

◎ 皆さん、ぜひご覧ください。
◎ 7月1日(日)～30日(月)
午前9時～午後4時
※30日は午前中のみ展示
◎ 観来館(鳳来寺山 表参道入口)
◎ 休館日 火曜日



観来館8月の展示

◎園地域振興課
☎3210513

奥三河の芸能と祭りの写真展
設楽町の佐々木稔さんが撮影した、花まつり・田楽・放下など、奥三河の芸能と祭りの写真展です。写真を入れる額縁も、佐々木さんの手作りです。

◎ 皆さん、ぜひご覧ください。
◎ 8月1日(水)～31日(金)
午前9時～午後4時
※31日は午前中のみ展示
◎ 観来館(鳳来寺山 表参道入口)
◎ 休館日 火曜日

観来館10月の展示

◎園地域振興課
☎3210513

パッチワークキルト作品展
鳳来パッチワークキルトクラブによる作品展です。壁掛け、手提げ袋など会員が心を込めて作り上げた作品が並びます。

◎ 皆さん、ぜひご覧ください。
◎ 10月1日(月)～31日(水)
午前9時～午後4時
※31日は午前中のみ展示
◎ 観来館(鳳来寺山 表参道入口)
◎ 休館日 火曜日

観来館1月の展示

◎園地域振興課
☎3210513

市シルバリー人材センター
作品展
平成19年度の陶芸教室と木工教室の受講生が創意工夫し、心を込めて作り上げた作品を展示します。半年間受講した成果を、皆さんぜひご覧ください。

◎ 1月4日(金)～31日(木)
(火曜休館)
午前9時～午後4時
※31日は午前中のみ展示
◎ 観来館(鳳来寺山 表参道入口)

鳳来寺山歴史文化考証館利用許可書

様

新城市長 穂 積 亮 次

年 月 日付けで申請の鳳来寺山歴史文化考証館の利用については、下記のとおり許可します。

記

利用内容			
利用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
利用責任者	住所	〒	
	氏名		電話
特記事項			

利用条件	<p>1 鳳来寺山歴史文化考証館等の設置及び管理に関する条例及び鳳来寺山歴史文化考証館等の管理に関する規則を遵守すること。</p> <p>2 展示を目的とした利用については、以下の条件を遵守すること。</p> <p>(1) 作品は、鳳来寺山又は奥三河地区を題材とした作品を主体とすること。</p> <p>(2) 展示は、1階ホールにて行うこと。</p> <p>(3) 観覧料は徴収しないこと。</p> <p>(4) 展示期間は、作品の搬入搬出日を含め原則1月とする。</p> <p>(5) 作品の搬入、搬出、管理は、利用責任者が行う。</p> <p>(6) その他展示期間中は、考証館管理人の指示に従うこと。</p> <p>(7) 展示品の破損、紛失、盗難等の責任は、利用責任者が負う。</p>
------	---

様式第 3

鳳来寺山歴史文化考証館利用許可取消申請書

年 月 日

新 城 市 長 様

申請者 〒

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

年 月 日付けで許可を受けた利用について、下記のとおり取り消したいので申請します。

利用内容			
利用期間	年 月 日() ~ 年 月 日()		
利用責任者	住 所	〒	
	氏 名		電 話
取消しを受けようとする理由(詳細に記入してください。)			

注 1 利用許可書を添付してください。

鳳来寺山歴史文化考証館利用許可取消承認書

様

新城市長 穂 積 亮 次

年 月 日付で申請の利用許可の取消しは、下記のとおり承認します。

記

利用内容			
利用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
利用責任者	住所	〒	
	氏名		電話
取消理由			